

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う電気料金の特別措置について

2020年3月27日

株式会社エフエネ

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響により、休業および失業等一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまについて、新型コロナウイルス感染症対策本部および経済産業省から電気料金の支払期日の延長を要請されたことを踏まえ、お客さまからお申出があった場合には、下記のとおり特別措置を適用させていただきます。

記

1. 適用対象

今回の新型コロナウイルス感染症の影響により、各都道府県社会福祉協議会から「緊急小口資金・総合支援資金の貸与（3月25日受付開始）※1」を受けており、かつ一時的に電気料金支払いが困難な事情があって、当社に特別措置適用の申出をされたお客さま

※1：「緊急小口資金・総合支援資金の貸付」について詳しくは厚生労働省ホームページにてご確認ください。

《厚生労働省ホームページ》

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/saikatsu-fukushi-shikin1/index.html

2. 特別措置の内容

電気料金の支払期日を2020年3月分、4月分および5月分の電気料金を対象として支払期日をそれぞれ1ヶ月間延長します。

■参考（経済産業省発表：2020年3月19日）

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、電気料金の支払いなど生活に不安を感じておられる皆様へ

<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200319008/20200319008.html>

3. 特別措置の申込方法および受付開始日

この特別措置の適用を希望されるお客さまは、当社コールセンターまでお問い合わせください。なお、2020年3月27日から受付を開始いたします

電気料金の特別措置について：0120-133-663

受付時間：10：00～17：30（土日・祝日を除く）

以上